

1. 特別勤務職員の夏季休暇の取り扱いについて

【当局】 令和7年度付与分より、特別勤務職員（ただし、営業所副所長は除く。）の夏季休暇について、業務の都合により、9月30日までに与えることのできなかった場合については、現状の取得状況を踏まえ、翌年3月31日まで有効とすることができることとする。

ただし、甲種電気運転講習受講者については、引き続き翌5月31日まで有効とすることができることとする。

なお、取得の単位等その他の取り扱いは変更しない。

【組合】 持ち帰り協議する。